

# 建築基準行政事務の市移管に伴う交付金交付要綱

制定 平成 7 年 2 月 15 日  
6 都市建調 第 237 号  
最終改正 令和 3 年 3 月 15 日  
2 都市建企 第 1 4 8 9 号

## (目 的)

第 1 この要綱は、「建築基準行政事務市移管要綱」(平成 6 年 11 月 15 日付 6 都市建監第 574 号都市計画局長決定)に基づき、東京都が、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 4 条第 2 項の規定により、建築主事を置くこととなった市(以下「建築主事設置市」という。)に対する交付金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

## (交付対象事業)

第 2 交付金の交付対象となる事業は、建築主事設置市の区域内において、移管前に東京都が行っていた建築基準行政事務事業とする。

## (交付期間)

第 3 交付金は、移管年度を初年度とし、5 か年度を限度に交付するものとする。

## (交付金の額)

第 4 交付金の額は、交付金交付期間の各年度(以下「当該年度」という。)について、次の表の項目 1 及び 2 のそれぞれの額の合算額から項目 3 の額を控除して得た金額に第 5 の交付率を乗じたもので、当該年度の予算で定める範囲内とする。ただし、交付額が 1,000 円未満の端数が生じた場合は、1,000 円未満の額は切り捨てるものとする。

項 目	算 定 方 法
1 人件費	次に定める(1)の人件費単価に(2)の算定人員を乗じて算出する。ただし、移管が年度途中に行われた場合、初年度については、(1)の人件費単価に(2)の算定人員を乗じたものに、移管日から初年度の末日までの日数を初年度の日数で除して得た数値(小数点以下第 3 位を四捨五入する。)を更に乗じて算出する。 (1) 人件費単価 当該年度の前年度に東京都財務局主計部が当該年度の予算単価として示す、東京都職員の平均年間給与額とする。

	<p>(2) 算定人員</p> <p>次の①から③までを合計した人数とし、この人数を交付金交付期間の5か年度にわたり適用する。</p> <p>① 固定職員（管理職1名、管理事務担当1名）として2名</p> <p>② 移管年度の前年度以前の5年間に、東京都多摩建築指導事務所で扱った、建築主事設置市に係る年間平均確認申請件数、長期優良住宅の年間平均認定申請件数、低炭素建築物の年間平均認定申請件数、マンション建替法容積率の年間平均許可申請件数及び建築物エネルギー消費性能向上計画の年間平均認定申請件数の合計件数に関し、95件につき1名の割合で算出した人数（小数点以下第1位を四捨五入する。）</p> <p>③ 移管年度の前年度以前の5年間に、指定確認検査機関で扱った、建築主事設置市に係る年間平均確認申請件数に関し、95件につき1名の割合で算出した人数に、事務量補正係数0.4を乗じて算出した人数（小数点以下第1位を四捨五入する。）</p>
2 物件費	<p>当該年度の市町村分の地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額に係る、大都市以外の建築主事設置市の建築基準行政経費（給与費を除く。）に、当該年度の4月1日現在の当該市の住民基本台帳登録人口を25万人で除して得た数値（小数点以下第4位四捨五入する。）を乗じて算出する。ただし、移管が年度途中に行われた場合、初年度については、人件費と同様に調整する。</p>
3 関係歳入額	<p>次に掲げる当該年度の建築主事設置市における歳入額を合計する。</p> <p>①建築関係証明手数料</p> <p>②建築確認申請手数料</p> <p>③建築中間検査申請手数料</p> <p>④建築完了検査申請手数料</p> <p>⑤建築設備確認申請手数料</p> <p>⑥建築等許可申請手数料</p> <p>⑦長期優良住宅認定申請手数料</p> <p>⑧低炭素建築物認定申請手数料</p> <p>⑨マンション建替法容積率許可申請手数料</p> <p>⑩建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> <p>⑪住宅金融支援機構受託事業収入</p> <p>⑫建築動態統計調査</p>

(交付率)

第5 交付期間の各年度の交付率は、次の表のとおりとする。

初年度	3分の2
2年度	3分の2
3年度	2分の1
4年度	2分の1
5年度	3分の1

(交付の申請)

第6 建築主事設置市が交付金の交付を受けようとするときは、原則として当該年度の末日までに、別記第1号様式による交付金交付申請書に必要書類を添付して、知事に申請するものとする。

(額の決定及び通知)

第7 知事は、建築主事設置市から前記第6による交付金の交付申請があった場合には、その内容を審査し、交付することを適当と認めたときは、速やかに交付金の交付額を決定し、当該市に別記第2号様式により通知するものとする。

(交付金の交付)

第8 交付金は、前記第7の額の決定に基づき、当該年度の予算で交付する。

(報告及び調整)

第9 知事は、交付金に関し必要があると認めるときは、交付金の交付を受けようとする市長若しくは交付を受けた市長から報告を求め、又は関係書類その他必要な事項について調査することができる。

(錯誤による調査)

第10 知事は、交付金の額の算定に用いた数値に誤りがあることを発見したときは、発見した年度の予算で建築主事設置市に交付すべき交付金の額を調整し、交付することができる。

(補則)

第11 この交付金に関しては、東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）第2条第1項の規定の適用除外の指定を受けるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附 則（平成6年都市建調第237号）

1 この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年都市建調第371号）

1 この要綱は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成19年都市建企第541号）

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年都市建企第413号）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年都市建企第1265号）

1 この要綱は、平成31年3月11日から施行する。

附 則（令和2年都市建企第1489号）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6関係）

第 年 月 日 号

東京都知事 殿

市長名

建築基準行政事務移管に伴う交付金交付申請書（ 年度）

建築基準行政事務の移管に伴う交付金（ 年度）の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 交付年度及び交付率

(1) 移管年度  
年度

(2) 交付年度（移管時を初年度とした年度）  
第 年度

(3) 交付率  
／

2 交付金申請額

金 円

3 交付申請額の算定等（別紙1～9のとおり）

第2号様式（第7関係）

建築基準行政事務移管に伴う交付金交付額決定通知書（ 年度）

都市建企第 号

市 名

年 月 日付 号で申請のあった建築基準行政事務移管に伴う交付金  
（ 年度分）について、交付額を下記のとおり決定したので通知する。

年 月 日

東京都知事

記

1 交付金額 金 円